

議案第 146 号

新居浜バイパス線の変更案に対する意見について

(愛媛県決定)

議案第146号 新居浜バイパス線の変更に対する意見について

新居浜都市計画道路の変更 (愛媛県決定)

都市計画道路中 3・2・2 新居浜バイパス線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・2	新居浜バイパス線	新居浜市大生院字広坪	新居浜市船木字下長野	新居浜市菰生 中村松木二丁目 松原町	約9,840m		4車線	30m		
	構造形式の内訳		新居浜市西喜光地町	新居浜市星原町		約920m	嵩上げ式		47m	幹線街路高木中筋線、 駅裏中筋線と立体交差	
						約8,920m	地表式		24.25m ～ 40m	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

<変更理由>

3・2・2 新居浜バイパス線は、新居浜市大生院字広坪を起点とし、新居浜市船木字下長野を終点とする延長9,840mの幹線街路であり、国道11号の交通混雑の緩和及び交通安全の確保を図るとともに、新居浜市の交通ネットワークの骨格となる重要路線である。

今回変更する区間は、3・4・9郷桧の端線との交差点から終点までの区間であり、決定当初（昭和60年）は市街地拡大を見込み、道路区分を「第4種（都市部）」としていたが、現在、市街化されていないため、「第3種（地方部）」に見直したことから、道路の幅員を変更する。

また、詳細設計を行い、現国道11号との接続部（終点付近）の形状や、切土のり面計画を見直したことから、本書のとおり変更しようとするものである。

新居浜市都市計画図

議案第146号 新居浜バイパス線の変更案に対する意見について





